北上川水系（下流）渇水情報連絡会　会則

（名　称）
第1条　　本会は、北上川水系（下流）渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目　的）
第2条　　連絡会は、北上川水系（下流）の渇水時における関係利水者間の水利使用の情報交換を積極的に行い、もって円滑な水利使用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

（協議事項）
第3条　　連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。
1）北上川水系（下流）における水使用の実態に関する情報交換
2）水利用実態把握のための連絡体制に関すること
3）河川維持流量及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
4）合理的な水利用の方策に関すること
5）その他必要と認められる事項に関すること

（組　織）
第4条　　連絡会は、別表1に掲げる者によって組織する。
2　連絡会に会長1名及び副会長2名おくものとする
3　会長は、会務を総括する者とし、東北地方整備局北上川下流河川事務所長をもってこれにあてる
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行するものとし、宮城県土木部河川課長、宮城県産業経済部農村基盤計画課長をもってこれにあてる。

（連絡会の召集）
第5条　　連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。
1）毎年当初
2）会長が必要と認めたとき
3）委員又は幹事会の要請があったとき

（幹事会）
第6条　　連絡会に幹事会をおく。
2　幹事会は、別表1に掲げる者によって組織する
3　幹事会には、幹事長1名、副幹事長2名を置くものとする
4　幹事長は、会務を総括するものとし、東北地方整備局北上川下流河川事務所副所長（技）をもってこれにあてる
5　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行するものとし、宮城県土木部河川課長補佐、宮城県産業経済部農村基盤計画課長補佐をもってこれにあてる
6　幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する必要な事項をあらかじめ整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する
7　幹事長は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する必要な事項は、幹事会に諮って定める

（事務局）
第7条　　連絡会の事務を行うために、東北地方整備局北上川下流河川事務所占用調整課に置く

（規約の改正）
第8条　　連絡会は、この規約の改正が必要とあると認めるときは、委員の3分の2の同意を得てこれを行うことができる。

（雑　則）
第9条　　この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（附　則）
この規約は、平成10年6月29日から施行する。
この規約は、平成18年5月25日から施行する。

鳴瀬上川水系渇水情報連絡会　会則

（名　称）
第1条　　本会は、鳴瀬川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目　的）
第2条　　連絡会は、鳴瀬川水系の渇水時における関係利水者間の水利使用の情報交換を積極的に行い、もって円滑な水利使用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

（協議事項）
第3条　　連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。
1）鳴瀬川水系における水使用の実態に関する情報交換
2）水利用実態把握のための連絡体制に関すること
3）河川維持流量及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
4）合理的な水利用の方策に関すること
5）その他必要と認められる事項に関すること

（組　織）
第4条　　連絡会は、別表２に掲げる者によって組織する。
2　連絡会に会長1名及び副会長2名おくものとする
3　会長は、会務を総括する者とし、東北地方整備局北上川下流河川事務所長をもってこれにあてる
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行するものとし、宮城県土木部河川課長、宮城県産業経済部農村基盤計画課長をもってこれにあてる。

（連絡会の召集）
第5条　　連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。
1）毎年当初
2）会長が必要と認めたとき
3）委員又は幹事会の要請があったとき

（幹事会）
第6条　　連絡会に幹事会をおく。
2　幹事会は、別表２に掲げる者によって組織する
3　幹事会には、幹事長1名、副幹事長2名を置くものとする
4　幹事長は、会務を総括するものとし、東北地方整備局北上川下流河川事務所副所長（技）をもってこれにあてる
5　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行するものとし、宮城県土木部河川課長補佐、宮城県産業経済部農村基盤計画課長補佐をもってこれにあてる
6　幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する必要な事項をあらかじめ整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する
7　幹事長は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する必要な事項は、幹事会に諮って定める

（事務局）
第7条　　連絡会の事務を行うために、東北地方整備局北上川下流河川事務所占用調整課に置く

（規約の改正）
第8条　　連絡会は、この規約の改正が必要とあると認めるときは、委員の3分の2の同意を得てこれを行うことができる。

（雑　則）
第9条　　この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（附　則）
この規約は、平成10年6月29日から施行する。
この規約は、平成18年5月25日から施行する。

北上川水系（下流）渇水情報連絡会　別表－１

機関名		幹事機関
北上川下流河川事務所		○
鳴子ダム管理所		○
北上土地改良調査管理事務所		○
仙台管区気象台		○
宮城県	土木部河川課	○
	産業経済部農村基盤計画課	○
	環境生活部食と暮らしの安全推進課	○
	環境生活部環境対策課	○
	栗原地方ダム総合事務所	
	大崎地方ダム総合事務所	
	栗駒ダム管理事務所	
石巻広域水道企業団		○
登米市		
大崎市		○
石巻市		
栗原市		
女川町		
北上川利水委員会		
江合川利水委員会		
迫川水系利水委員会		
東北電力㈱宮城支店		○
東北電力㈱女川原子力発電所		
日本製紙㈱石巻工場		○
細倉金属鉱業㈱		○

鳴瀬川水系渇水情報連絡会　別表－２

機関名		幹事機関
北上川下流河川事務所		○
仙台管区気象台		○
宮城県	土木部河川課	○
	産業経済部農村基盤計画課	○
	環境生活部食と暮らしの安全推進課	○
	環境生活部環境対策課	○
	仙台地方ダム総合事務所	
	大崎地方ダム総合事務所	
	企業局水道課	
	大崎広域水道事務所	
仙台市		○
大崎市		○
美里町		○
松島町		
鳴瀬川利水委員会		
吉田川利水委員会		
東北電力㈱宮城支店		○